

南牧村小中学校建設検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 南牧村立小中学校の施設整備等に関し、全村一体となって学校づくりを進めるため、南牧村小中学校建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第2条 委員会は、南牧村立小中学校の施設整備等に関し、調査及び検討を行い、意見を述べる。

(組織)

第3条 委員会の委員は、次の各号に掲げる者で組織し、村長が委嘱する。

- (1) 南牧村議会議員
- (2) 南牧村教育委員
- (3) 南牧村立小・中学校代表
- (4) 南牧村立小・中学校の保護者代表
- (5) 南牧村立保育園の保護者代表
- (6) 未就園児童の保護者
- (7) 地域住民の代表
- (8) 学識経験者
- (9) 村長が特に必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 委員会の会議は公開する。
- 4 委員会は会議の議事録を作成し、速やかにこれを公表する。
- 5 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課及び教育委員会事務局において行う。

(専門部会)

第8条 委員会は専門的な検討を行うため、専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会の委員は、会長が委嘱する。
- 3 専門部会は、検討した事項を委員会に報告する。

附 則

この要綱は、平成29年5月1日から施行する。

南牧村小中学校建設検討委員会委員名簿

(敬称略)

氏名	選出先	氏名	選出先
嶋崎稔夫	議会議長	井出 正吉	海尻財産区議長
井出 松久	〃 副議長	新海 勝則	海ノ口財産区議長
菊池 今朝造	〃 議員	菊池 武元	広瀬財産区議長
新海 昇	〃	新海 秀幸	板橋財産区議長
片桐 勝則	〃	坪井 則男	野辺山区長
高見澤 俊彦	〃	渡邊 忠一郎	平沢財産区議長
高見澤 正洋	〃	井出 永一	南牧保育園保護者会長
新海 文人	〃	菊池 俊志	〃 年長役員
渡邊 壽美	教育長職務代理者	輿石 剛	〃 年中役員
井出 邦彦	教育委員	高見澤 俊彰	〃 年少役員
高見澤 みち子	〃	宮下 博満	野辺山保育園保護者会長
高見澤 ふみ子	〃	湯浅 夏美	〃 年長役員
矢野 勝彦	北小学校長	高見澤 臣美	〃 年中役員
水澤 良光	南小学校長	板山 雄太	〃 年少役員
武井 晃	中学校長	嶋崎 一尚	中学校PTA会長
井出 昭彦	北小PTA会長	井出 實	〃 3学年部長
井出 将光	〃 6学年部長	井出 泉	〃 2学年部長
薩田 美穂	〃 5学年部長	今井 澄江	〃 1学年部長
高見澤 希	〃 4学年部長	林 崇介	前学校づくり委員長
高見澤 美夏	〃 3学年部長		
上村 和加子	〃 2学年部長		
今井 澄江	〃 1学年部長		
新海 一禎	南小PTA会長		
輿水 昌代	〃 6学年部長		
天川 千保香	〃 5学年部長		
松山 幸代	〃 4学年部長		
湯浅 麗	〃 3学年部長		
岡田 加佳	〃 2学年部長		
江川 尚友	〃 1学年部長		

以上 47 名

事務局	教育委員会	教育長 井出英夫	次長 井出浩美	係長 井出一生	今井征弥
	総務課	課長 津金初男	係長 井出聡		